

横浜特定複合観光施設設置運営事業 募集要項

修正箇所対照表

頁	項目番号	修正前	修正後
34	第5-4-(2) -エ-(ク)	(ク) a～cに該当する者（以下、「市アドバイザー」という。）又はこれらの者と資本金若しくは人事面等において一定の関連のある者（会社法第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。） a EY新日本有限責任監査法人 b TMI総合法律事務所（※1） c 株式会社オリエンタルコンサルタンツ（※1）	(ク) a～dに該当する者（以下、「市アドバイザー」という。）又はこれらの者と資本金若しくは人事面等において一定の関連のある者（会社法第2条第3号又は第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。） a EY新日本有限責任監査法人 b TMI総合法律事務所 （※1） c 株式会社オリエンタルコンサルタンツ （※1） d 株式会社山下PMC
34	第5-4-(2) -エ-(シ)	(シ) 上記(ク)～(サ)に定める者、選定等委員会委員又は協議会構成員を協力企業又は応募アドバイザー（※2）として起用している者（(ク) a、bについては、a、bの内部において、市アドバイザーの担当者との間における情報遮断措置の構築が確認できる場合を除く。）	(シ) 上記(ク)～(サ)に定める者、選定等委員会委員又は協議会構成員を協力企業又は応募アドバイザー（ ※2 ）として起用している者（(ク) a、bについては、a、bの内部において、市アドバイザーの担当者との間における情報遮断措置の構築が確認できる場合を除く。）
34	第5-4-(2) -エ（注釈）	※1 市アドバイザーの選定は年度毎に実施され、令和3年度の市アドバイザーの選定は別途行われる。なお、市アドバイザーの数は決定しているものではない。 ※2 「応募アドバイザー」とは、特定の応募企業又は応募グループのために、RFPにおける提案を支援する者として、応募企業又は応募グループ構成員が選任し提案書類に記載した者をいう。	※1 市アドバイザーの選定は年度毎に実施され、令和3年度の市アドバイザーの選定は別途行われる。なお、市アドバイザーの数は決定しているものではない。 ※2 「応募アドバイザー」とは、特定の応募企業又は応募グループのために、RFPにおける提案を支援する者として、応募企業又は応募グループ構成員が選任し提案書類に記載した者をいう。